

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月18日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第1号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第4条関係）				別表第1（第2条、第4条関係）			
市町名	機関		職名	市町名	機関		職名
さぬき市	本庁	略		さぬき市	本庁	略	
		市長部局	部長、会計管理者、次長、課長、室長、主幹、秘書広報課の課長補佐・人事又は給与担当副主幹・秘書担当副主幹・人事又は給与担当係長・秘書担当係長、 <u>政策課の課長補佐</u> ・財政担当副主幹・財政担当係長			さぬき市	本庁
	略		略				
	出先機関	総合支所	略	出先機関	支所	略	
		略			略		
		幼稚園	略		幼稚園	略	
認定こども園		園長	学校給食共同調理場		略		
学校給食共同調理場	略						
東かがわ市	略		東かがわ市	略			
	出先機関	保健福祉事務所		略	出先機関	保健福祉事務所	略
		中学校		略		保育所	所長
	略			中学校	略		
略		略					
略			略				
別表第2（第2条、第4条関係）				別表第2（第2条、第4条関係）			

一部事務組合	職名
略	
小豆地区広域行政事務組合	事務局長、会計管理者、事務局次長、 人事担当副主幹、 <u>小豆島老人ホーム園長</u> ・副園長、小豆島クリーンセンター 所長・副所長
略	

一部事務組合	職名
略	
小豆地区広域行政事務組合	事務局長、会計管理者、事務局次長、 人事担当副主幹、 <u>小豆島老人ホーム施設統括官</u> ・園長・副園長、小豆島クリーンセンター所長
略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。